

# 警備員指導教育責任者講習 の受講を希望される方へ

島根県公安委員会  
(事務取扱 島根県  
警察本部生活安全部  
生活安全企画課)

令和6年、島根県公安委員会が実施する「警備員指導教育責任者講習」について、受講申込方法を以下のとおりとします。

## ① 電話による予約

講習を希望される区分に応じ、下記の日時の間、予約専用電話番号(0852-25-5077)に電話をしてください。(受講者の決定は先着順ではありません。)

| 講習の区分    | 受付期日                 | 受付時間                   |
|----------|----------------------|------------------------|
| 新規取得講習1号 | 6月17日(月)から6月21日(金)まで | 9:00~11:30、13:30~17:00 |
| 新規取得講習2号 |                      |                        |
| 新規取得講習3号 |                      |                        |
| 新規取得講習4号 |                      |                        |
| 追加取得講習1号 |                      |                        |
| 追加取得講習2号 |                      |                        |
| 追加取得講習3号 |                      |                        |
| 追加取得講習4号 |                      |                        |

予約専用電話番号 0852-25-5077

## ② 受講者の決定

電話による予約の結果、定員を超えなかった講習の区分については、その全員を、定員を超えた講習の区分については、抽選により受講者を決定します。予約電話をかけた方に講習受講の可否について**6月24日(月)**に連絡します。

## ③ 受講申込書等の提出

講習の受講が認められた旨の通知を受けた方は、提出書類等を**6月25日(火)~6月28日(金)及び7月1日(月)**に島根県内の各警察署の生活安全(刑事)課(係)に提出してください。  
※警察署内の各交通安全協会において島根県収入証紙を購入することは可能ですが、本講習の手数料が高額であるため対応が困難な場合がありますので、事前に島根県収入証紙を購入してから申込していただきますよう、ご協力をお願いします。(島根県収入証紙売りさばき場所については、島根県のホームページに掲載されていますので、参考になしてください)

受講申込の終了

## 留意事項

- ① 間違い電話は他の方のご迷惑となります。間違い電話をしないようにお願いします。
- ② 先着順での受付ではありません。電話がつながらない場合はしばらく時間を置いてから電話をかけ直してください。
- ③ 予約時、受講を希望する講習の区分、住所、氏名、勤務先、連絡先電話番号、受講要件をお尋ねします。
- ④ 予約番号の取得だけでは講習を受講することはできません。必ず、提出書類等を提出期間内に島根県内の各警察署の生活安全(刑事)課(係)に提出してしてください。なお、郵送による申請は受け付けません。
- ⑤ 受講希望は1名につき1区分とします。
- ⑥ 予約専用電話番号以外での予約の受付は致しません。



本件に対する問い合わせ先  
島根県警察本部生活安全部生活安全企画課(0852-26-0110 内線3032、3033、3034)